

## 高知医療センター売店、職員食堂及びレストラン運営事業プロポーザルに関する質疑書への回答

高知医療センター売店、職員食堂及びレストラン運営事業プロポーザルの実施に関する質疑に対し、次のとおり回答いたします。

令和7年1月16日

高知県・高知市病院企業団  
企業長 村岡 晃

No.	区分	頁数及び見出し番号	質疑内容	回答内容
1	仕様書	2ページ (14) 指定用途以外の使用及び第三者への譲渡・転貸等の禁止	フランチャイズにて運営する場合、貸与された行政財産について、代表事業者が構成事業者と転貸借契約・運営委託契約・フランチャイズ契約等の契約を実施しますが、事前に企業団の承認を受けていれば各種契約締結について問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要領	2ページ 4 資格要件	フランチャイズで参加する場合、代表事業者は「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品入等関係）」の登録はされていますが、構成事業者は入札参加資格登録がありません。企業団との契約に係る競争入札参加資格の為、代表事業者のみ登録されていれば問題ないでしょうか。	構成事業者についても、「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品入等関係）」（以下、「名簿」という）への登録が必要となります。なお、4 資格要件（1）に記載のとおり、契約締結時までに登録が予定されているものは資格要件を満たしますので、参加申込書の提出までに名簿への登録申請をお願いします。